

## 新旧対照表

### ○愛媛県土木部発注工事特記仕様書

新	旧															
<p>第25条 削除</p>          <p style="text-align: center;">(溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物の品質基準)</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 使用する溶融スラグは、次の施設で製造されるものを使用するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">地域</th> <th style="width: 33%;">施設名</th> <th style="width: 33%;">住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松山市</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域	施設名	住所	松山市	省略		<p style="text-align: center;">(東予地区陸地部における溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物の使用)</p> <p>第25条 受注者は、東予地区陸地部（今治市、新居浜市、西条市及び四国中央市の区域のうち、島嶼部を除く地域をいう。以下同じ。）の工事においてアスファルト混合物を使用する場合は、次の各号に示す場合を除き、一般廃棄物の焼却灰等から生産された溶融スラグ（以下「溶融スラグ」という。）をアスファルト混合物用細骨材に使用しなければならない。</p> <p>(1) 排水性舗装又は透水性舗装を施工する場合</p> <p>(2) 溶融スラグの混合が不可能な場合で、監督員が承諾した場合</p> <p>2 受注者は、溶融スラグ細骨材を使用する場合は、第27条から第30条までの規定によらなければならない。</p>          <p style="text-align: center;">(溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物の品質基準)</p> <p>第27条 省略</p> <p>2 使用する溶融スラグは、次の施設で製造されるものを使用するものとする。ただし、東予地区陸地部の工事において、工事施工時に当該施設から溶融スラグの供給がない場合は、施工時期の調整等を監督員と協議のうえ、やむを得ない場合は設計変更するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">地域</th> <th style="width: 33%;">施設名</th> <th style="width: 33%;">住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東予地区陸地部</td> <td>(一財)愛媛県廃棄物処理センター東予事業所</td> <td>新居浜市磯浦町18-78</td> </tr> <tr> <td>松山市</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地域	施設名	住所	東予地区陸地部	(一財)愛媛県廃棄物処理センター東予事業所	新居浜市磯浦町18-78	松山市	省略	
地域	施設名	住所														
松山市	省略															
地域	施設名	住所														
東予地区陸地部	(一財)愛媛県廃棄物処理センター東予事業所	新居浜市磯浦町18-78														
松山市	省略															

## 新旧対照表

○愛媛県土木部発注工事特記仕様書

新	旧															
<p>(特記仕様書への委任)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の特記仕様書は、次のホームページに掲載するものとする。  <a href="https://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/spec/tokki.html">https://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/spec/tokki.html</a></p> <p>(施工計画書の内容)</p> <p>第6条 受注者は、施工計画書の作成にあたっては、共通仕様書第1編1-1-1-4第1項の規定によるほか、次の項目ごとに、それぞれ必要な内容を含めなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 45%;">含める内容</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(15) その他</td> <td>官公庁等への手続き(予定または写し)  <u>創意工夫・社会性等に関する実施予定について</u>                      総合評価における技術提案等の履行確認書</td> <td>共通仕様書第1編1-1-1-35  <u>共通仕様書第3編3-1-1-14</u>                      総合評価における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書第2条</td> </tr> </tbody> </table> <p>(自家警備)</p> <p><u>第15条の2 受注者は、交通誘導を実施するために警備員の配置を必要とする場合であって、警備業者の都合により必要な警備員を配置できないため自家警備を行おうとする場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>2 前項の場合の自家警備の実施にあたっては、愛媛県土木部における自家警備取扱要領によるものとする。</p>	項目	含める内容	備考	(15) その他	官公庁等への手続き(予定または写し) <u>創意工夫・社会性等に関する実施予定について</u> 総合評価における技術提案等の履行確認書	共通仕様書第1編1-1-1-35 <u>共通仕様書第3編3-1-1-14</u> 総合評価における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書第2条	<p>(特記仕様書への委任)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項の特記仕様書は、次のホームページに掲載するものとする。  <a href="http://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/spec/tokki.html">http://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/spec/tokki.html</a></p> <p>(施工計画書の内容)</p> <p>第6条 受注者は、施工計画書の作成にあたっては、共通仕様書第1編1-1-1-4第1項の規定によるほか、次の項目ごとに、それぞれ必要な内容を含めなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 45%;">含める内容</th> <th style="width: 40%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(15) その他</td> <td>官公庁等への手続き(予定または写し)</td> <td>共通仕様書第1編1-1-1-35</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合評価における技術提案等の履行確認書</td> <td>総合評価における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書第2条</td> </tr> </tbody> </table>	項目	含める内容	備考	(15) その他	官公庁等への手続き(予定または写し)	共通仕様書第1編1-1-1-35		総合評価における技術提案等の履行確認書	総合評価における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書第2条
項目	含める内容	備考														
(15) その他	官公庁等への手続き(予定または写し) <u>創意工夫・社会性等に関する実施予定について</u> 総合評価における技術提案等の履行確認書	共通仕様書第1編1-1-1-35 <u>共通仕様書第3編3-1-1-14</u> 総合評価における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書第2条														
項目	含める内容	備考														
(15) その他	官公庁等への手続き(予定または写し)	共通仕様書第1編1-1-1-35														
	総合評価における技術提案等の履行確認書	総合評価における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書第2条														